

建設工事の積算疑義申立て制度について (令和6年4月1日以降の入札公告・通知から適用)

周防大島町が発注する競争入札に係る建設工事の、開札後の積算疑義申立て制度につきましては、「周防大島町建設工事の競争入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領」を令和6年2月2日に新規に制定し、令和6年4月1日以降の入札公告、通知から適用することとしました。

令和5年度以前の疑義申立て制度と取り扱いが異なる点があります。疑義申立て制度の主な点は以下のとおりですので、対象工事の入札参加者におかれましては、ご注意願います。

1. 疑義申立ての対象工事

総合評価方式によるもの、及び最低制限価格を設定した建設工事

2. 開札後の落札決定保留及び保留した内容の公表

開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立て期間を定め期間中は保留とする。

保留した入札結果は開札後直ちに以下の内容を公表する（様式第1号）。

1) 最低入札額

予定価格の制限の範囲内で有効な入札額のうち、最も低い価格のものをいう。

ただし、最低制限価格を設定している場合においては、これを下回るものを除く。

2) 調査基準価格

「周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程」により低入札調査の対象とした工事の調査基準価格。総合評価方式による入札に設定。なお、調査基準価格から2%を減じた判断基準額は廃止します。

総合評価方式の入札においては、調査基準価格を下回る価格の入札は、評価値算定に用いる入札書記載価格を調査基準価格に置き換えて算定します。

3) 調査基準価格以上の最低入札額

低入札価格調査対象案件で調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格以上で予定価格の範囲内の有効な入札額のうち、最も低い価格のものをいう。

4) 積算疑義申立て期間

開札日の翌日の9時から翌々日の15時まで（閉庁日は算入しない。）

3. 疑義申立て

(1) 金額入り設計書の閲覧

開札後速やかに財務課窓口にて閲覧に付する。

閲覧方法は、金額入り設計書閲覧請求書（様式第2号）を財務課長に提出し閲覧できる。

(2) 疑義申し立て及び方法

2. 4) の期間内に疑義申立書（様式第3号）を提出し申し立てできる。提出方法は、財務課へ持参提出又はファックス送信による。ファックス送信による場合は、送信前に財務課へ電話連絡すること。

電話番号 0820-74-1009

FAX 番号 0820-74-1016

(3) 疑義申し立てができる者

当該入札に入札書を提出した者のみとする。

5. 疑義申立てとして取扱わないもの

(1) 入札参加者以外の者から提出されたもの。

(2) 積算疑義の対象となる工事が特定できないもの

(3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの。

- (4) 入札前に公表された設計図書等で確認できるもの。
- (5) 疑義申立て期間終了後に提出されたもの。
- (6) 入札前に公表された設計図書等の内容で質問書の受付期間中に質問を行い、確認できるもの。(公表された設計図書等の内容で質問をすることができるにもかかわらず質問を行わなかった場合を含む。)
- (7) その他当該入札に直接関係がないもの

6. 疑義申立て者への回答

原則として疑義申立て期間終了日の翌日中に疑義申立て者へ書面（様式第4号の1）により回答する。
疑義申立ての回答は、財務課窓口にて公表する（様式第4号の2）。

7. 疑義申立て後の入札の続行又は取消し

- (1) 積算内容に誤り等がなかった場合

落札候補者に対し落札決定を行い、入札事務を続行する。

- (2) 積算内容に誤り等があった場合

積算内容に誤り等が判明した場合には、当該入札を取消し、入札参加者に6. の回答を添えて通知する。
ただし、落札候補者の決定に影響がない場合（2. で公表した内容（様式第1号の内容）に変更が生じない場合）は、入札を続行する。ただし書きにより入札事務を続行し、落札者が決定した場合においては、工事担当課長は、請負契約締結後に積算内容を正した設計書を基に、落札者と契約の変更について協議するものとする。

8. 上記の実施日

この制度は、令和6年4月1日以降の入札公告または指名通知する工事から適用する。